

第10回北谷町総合教育会議議事録

- 1 開催年月日：令和4年11月25日（金）
- 2 会議時刻：14時00分から
- 3 会議場所：教育委員室
- 4 出席委員
 - （1）渡久地 政志 北谷町長
 - （2）原田 利明 教育長
 - （3）瀬名波 和美 教育長職務代理者
 - （4）嘉手納 民子 教育委員
 - （5）金城 隆太 教育委員
 - （6）宮城 彰夫 教育委員
- 5 欠席委員：なし
- 6 事務局
 - （1）花城 可津人 企画財政課長
 - （2）眞喜志 康仁 企画財政課企画調整係長
 - （3）山川 直志 企画財政課員
- 7 説明又は意見を求めるために出席した者
 - （1）稲嶺 盛和 社会教育課長
 - （2）宮城 亜矢 社会教育課 社会教育係長
 - （3）宮平 遼栄 社会教育課員
 - （4）大嶺 徹 学校教育課長
- 8 傍聴人：なし
- 9 議題
 - （1）成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について
（北谷町総合教育会議運営要領第2条第2号のク）
 - （2）北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について
（北谷町総合教育会議運営要領第1条第1号）
 - （3）小学校における教職員の対応について
（北谷町総合教育会議運営要領第2条第4号）

【司 会】

これより第10回北谷町総合教育会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、会議までの司会進行を務めさせていただきます企画財政課企画調整係の山川と申します。

また、事務局の花城企画財政課長、眞喜志企画調整係長です。よろしくお願いいたします。

本日の会議は北谷町総合教育会議運営要領第2条第1号(教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定及び変更等に関する協議)及び同条第2号(教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策)、同条第4号(その他町長が認めるもの)について協議するため、開催するものとなっております。

本日の会議の議題は3つあり、一つ目が北谷町総合教育会議運営要領第2条第2号のクとして「成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について」、2つ目が要領第2条第1号として「北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」、3つ目が要領第2条第4号として「小学校における教職員の対応について」の計3点を議題としております。

資料は事前にお配りしております「第10回北谷町総合教育会議次第」、「北谷町総合教育会議運営要領(抜粋)」、議題1「成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について」に関する資料1、議題2「北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について」に関する資料2となっております。いま確認したのが事前配布した資料となっております。本日お手元に配られているのが、「次第の差替分」、議題3「小学校における教職員の対応について」を議題に追加しており、「議題3に係る資料」、次第4 その他意見交換で使用予定となっております「ヤングケアラーの資料」が本日お配りした資料になります。

過不足等があれば、お知らせ頂ければと思います。

なお、北谷町総合教育会議運営要領第12条の規定により、会議録を作成し公表することとなっております。この会議の終了後にホームページにて公開いたしますので、ご了承ください。

それでは、次第に沿って進行してまいりたいと思います。

渡久地町長、よろしくお願いいたします。

【町 長】

皆様、こんにちは。町長の渡久地でございます。

本日は、お忙しいところ第10回目の北谷町総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様には平素から北谷町の教育行政にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

本会議は、町長部局及び教育委員会における各種施策の進捗状況の報告、及び施策内容に

についての議論を通して、相互の共通理解を深めるとともに、今後の改善に努めていくことを目的としております。課題解決に向け、活発な議論を展開出来ればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日お集まりの委員の皆様におかれましては、この総合教育会議を含め、今後とも北谷町の教育のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本会議の議長につきまして北谷町総合教育会議運営要領第3条の規定により、わたくしが務めさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきたいと思います。

まず、本会議は、北谷町総合教育会議運営要領第4条の規定により、公開することとなっております。

ただし、要領第4条第2項、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報保護を必要がある場合に該当する事項を議題とする場合及びその他意見交換の際には会議を非公開といたしますので、よろしくお願いします。

～ 異議なし ～

次に、傍聴人ですが、本日は、傍聴者はございませんので、そのまま進行させていただきます。

次に、先ほど事務局から報告がありましたように、会議終了後にホームページにて会議録を公開しますので、会議録を作成するに当たり、会議録署名委員を1人指名させていただきます。

金城委員、よろしくお願いします。

【委 員】

はい。

【町 長】

今回の議題1は、社会教育課において所掌する事務に関する内容となっておりますので、北谷町総合教育会議運営要領第5条の規定に基づき、社会教育課長を説明者として決定してよいでしょうか。

また、各担当係長、担当職員につきましても関係者として出席を決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

それでは、会議で決定しましたので、社会教育課長、担当係長及び担当職員を入室させていただきます。

～担当職員入室～

(1) 議題1 成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について

【町 長】

それでは、議題1の成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について、社会教育課から説明をお願いします。

【社会教育課】

こんにちは。社会教育課から本日は私、稲嶺盛和と宮城亜矢係長、それから担当の宮平遼栄が出席して説明していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称について説明をいたします。

令和4年4月1日に民法改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、本町開催の成人式における対象年齢、式典名称について、先月開催された教育委員会において、正式に決定しております。

内容については、担当である宮平からご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

社会教育課、宮平です。

では、お手元の資料1に沿ってご説明いたしますので、お手元の資料をご覧ください。

今回の民法改正の概要についてご説明いたします。

令和4年4月1日から民法の成年年齢が二十歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が施行されました。

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つもので、この年齢は、明治29年（西暦1896年）に民法が制定されて以来、20歳と定められてきました。今回の成年年齢の見直しは、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生の選択をすることができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有していると考えられています。

次に、成人式についてご説明いたします。

成人式については、その実施の具体的な方法が法律で定められているわけではなく、その対象年齢を何歳とするか等、成人式の在り方については、地方公共団体の判断で決められるものであります。

なお、祝日法においては、成人の日は、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます日と定められているが、この「大人」の年齢について明確な定義は設けられておらず、民法の成年年齢と必ずしも一致するものではありません。

次に、本町の成人式の状況についてご説明いたします。

本町の成人式は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い延期した令和3年度を除き、1月の成人の日を含めた3連休の中日にちやたんニライセンターカナイホールで開催しております。これまでの成人式への参加状況は、下記の表のとおりになっております。

左から読み上げさせていただきます。

平成30年度は、住民登録者数318人に対し参加者数が279人、参加率が約87%となっていました。平成31年度は住民登録者数が343名、参加者数が281人、参加率は約82%、令和2年度は住民登録者数が332人に対して参加者数が262人、参加率は約80%、今年の5月に開催いたしました令和3年度の成人式については、住民登録者数が319人に対して参加者数は202人、参加率は約63%程度となっております。

続きまして、他自治体の決定状況について説明いたします。

全国各自治体1,177市町村の決定状況について、政府が出した資料に基づきご説明いたします。

成人式の開催方法について、「決定している」、「検討中」、「検討していない」の順に回答がありました。「決定している」自治体が985自治体、「検討中」の自治体が163自治体、「検討していない」自治体が29自治体となっております。このうち決定している自治体のうち、対象年齢を18歳としたのは2自治体、「19歳を対象とする」と回答した自治体はゼロ、「20歳を対象とする」と回答した自治体は934自治体、「21歳を対象とする」と回答した自治体は49自治体となっております。

続きまして、近隣市町村の決定状況について、令和4年11月現在の状況を報告させていただきます。

資料1の2ページ下記の表にございますのは、中頭地区の近隣の市町村です。表のとおり、対象年齢については、どの市町村も20歳で決定しており、式典名称についても他の自治体は決定しておりましたので、そちら報告させていただきます。

沖縄市、うるま市、嘉手納町、中城村は式典名称が同様で、ハタチが平仮名の「はたちの集い」、ツドイは漢字です。宜野湾市、西原町はハタチが漢字の「二十歳のつどい」、読谷村はハタチもツドイも漢字表記で、「二十歳の集い」、北中城村が平仮名でハタチで、「はたちを祝う記念式典」、恩納村が漢字で二十歳、括弧書きでハタチと平仮名で記入して、「二十歳（はたち）を祝う集い」、こちらの表には記載していないんですが、県内のほかに、本町が参考にした市町村といたしまして、石垣市が漢字でハタチ、「二十歳を祝う式典」、宮古島市が漢字でハタチで、「二十歳を祝う会」となっております。

本町の決定内容についてご説明いたします。

まず、対象年齢について。令和5年以降の式典の対象年齢は、従来どおり20歳といたします。

理由といたしまして、18歳は大学受験や就職活動など多忙な時期であり、この時期での開催は新成人や保護者にとっての負担が大きくなり、参加者の減少が懸念されます。

また、法令では成年年齢が18歳に引き下げられますが、飲酒や喫煙など、全ての年齢制限がなくなる区切りが20歳であり、式典をきっかけに社会的にも自立した青年として、改めて自覚と責任を担ってほしいという思いから、対象年齢については決定いたしました。

式典の名称については、令和5年以降の式典の名称は、ハタチが漢字で、二十歳を祝う式典といたします。

こちらも理由といたしましては、式典の名称が祝う会や集いとなった場合、集会、集まっ
てする催物というイメージが先行してしまい、これまで行われてきた厳粛な雰囲気
が失われかねないとの懸念があることから、参加者が厳かな気持ちで参加できる
よう、「式典」の文字を入れます。

対象年齢となる「20歳」の文字については、横断幕及び懸垂幕のレイアウトも考
慮し、漢数字の「二十歳」の表記といたします。

こちら町民への周知については、広報ちやたん12月号と、また、この総合教育会
議が終わり次第、町公式ホームページにて周知を行う予定でございます。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

【町 長】

ありがとうございました。

ただいま成年年齢引下げに伴う成人式の対象年齢及び式典名称についての社会
教育課よりご説明がありました。

ご意見等、ご質問等があればよろしくお願いいたします。

【町 長】

1点、私からよろしいでしょうか。

資料2ページの上の表で対象年齢が21歳となっている市町村が49団体あるが、
21歳としている理由わかりますか。

【社会教育課】

詳細までは把握しているわけじゃないんですが、東北地方だと、1月で開
催すると豪雪で開催が難しいということで、冬の時期を避けゴールデンウイ
ークくらいの時期に開催している自治体があるということを伺っています。

【町 長】

その他に質問等あれば、よろしくお願いいたします。

【委 員】

10月開催の教育委員会議で結構話し合いましたので、委員からの意見は出
尽くしています。

【町 長】

ではよろしいでしょうか。

～「はい」と言う人あり～

北谷町の成人式は、これまでも良い式典ができていると思いますので、ぜひ今後もよろしくお願いいたします。

続きまして、議題2に入る前に、社会教育課長及び担当係長、担当職員を退席させていただきます。本日はありがとうございました。

【町 長】

それでは、続きまして、議題2、北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定についてですが、こちらは事務局であります企画財政課より説明させたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

では、企画財政課 山川より説明を行いたいと思います。

資料2、北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱についてという資料を使って説明させていただきます。

まずページをめくって1ページ目をご覧ください。

まず初めに、(1)大綱策定の背景及び見直しについて。

本町の教育大綱については、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、同年11月に当時の第五次北谷町総合計画の教育分野の内容に基づき策定いたしました。今年新たな第六次北谷町総合計画が策定されたことに伴い、教育大綱の見直しを行いたいと考えております。

次に、(2)教育大綱の位置づけとしては、こちら1ページ目の下図にありますように、教育大綱は、教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、町の最上位計画である総合計画に即したものとなっております。こちらが教育大綱の位置づけとなっております。

次、2ページ目、よろしくお願いいたします。

こちら2ページ目にあるのは、教育大綱の改正(案)になります。

第六次北谷町総合計画との整合性を図りつつ、また、今年の5月と7月に開催しております教育委員会議でのご意見や協議内容を反映した大綱(案)となっております。

次のページ、A3資料をご覧ください。

こちらは新旧対照表となっております。右が現行となっております。左が新しく提案させていただきたい内容となっており、今回変更のあった箇所には下線を引いて表示しております。

次のページからは参考資料として、第六次北谷町総合計画の教育に関する資料になっておりますが、今回はこのA3資料を使って説明させていただきたいと思います。

A3資料を使って、教育大綱(案)を読み上げながら、変更点の説明を行いたいと思います。こちら左側にある新の部分だけ読み上げさせていただいて、変更点について説明します。

それでは、まいります。

まず初めに、北谷町においては、第六次北谷町総合計画、こちらが以前は「第五次」だったものが「第六次」北谷町総合計画に変更となっております。

続きまして、教育分野の目標として掲げる「たのしく ゆたかに たくましく やさしく 生きる」こちらも以前の総合計画から変わっている文言、第六次に合わせた表現となっております。こちらの実現に向け、次の4つの基本方針を定め、教育、学術及び文化の振興に関する施策を推進します。

1、生きる力の育成、～豊かな「生きる力」を育み、北谷町に愛着と誇りを持てる教育の推進～、こちら下線引いております「豊かな「生きる力」」についてなんですが、第六次北谷町総合計画には、「たくましく「生きる力」」というふうな表現にはなっているのですが、5月と6月に開催した教育委員会議の中で、「たくましく生きる」というのは教育的にちょっと違和感があるのではないかなというようなご意見もありまして、「豊かな「生きる力」」というところで変えております。

1の本編、子どもたちの安全確保や居場所づくり、学習機会の提供や相談体制、基本的な生活習慣の形成や遊びを通した総合的な指導を充実させ、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育むとともに、めまぐるしく変化する社会情勢に対応していくための豊かな「生きる力」を育成し、本町の将来を担う人材の育成を目指します。こちらでも「豊かな「生きる力」」というふうに変えております。

続きまして2番、生きがいのある豊かな社会の推進、～町民一人ひとりが生きがいや地域のつながりを感じられる環境の整備～、こちらちょっと細かいところなんですが、現行の教育大綱では「住民」となっていたところを「町民」に、現行で「絆」となっていたところを「つながり」に修正しております。こちら第六次総合計画のほうでもそういった文言になっておりましたので、そちらと合わせる形となっております。

2番の本文は全文書き換えました。現行に記載のある学習ニーズの高度化や多様化などの表現がちょっと分かりづらいということもあり、今回の第六次総合計画に記載のあるものから引っ張ってきて、こちらの文言になりました。

2番の本文を読み上げます。

それぞれの年代に対応した学習機会を提供することで、すべての町民が生涯にわたって学び・楽しむとともに、ゆたかな町民生活のための生きがいの創出に取り組みます。また、それぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と施設の運営に努め、生涯スポーツの振興によるまちづくり・町民の交流活動を推進します。こちら第六次総合計画の基本構想のところから文言を持ってきております。

続きまして、3番、読み上げます。

文化の保存・継承・創造。

～創造性に富んだ魅力ある文化・芸術の推進～。

民俗文化の継承と発展、芸術文化活動の振興を図ります。町文化協会を中心に、町民の文化芸術活動を支援することでその継承と発展を図ります。また、本町に数多く存在する貴重な遺跡・埋蔵文化財等の歴史的・文化的資源の調査、保存、活用に向けて取り組みを進めます。こちら下線を引いてあるところは変更点になりまして、こちら第六次総合計画からの文言となっております。

続きまして、4番、グローバルな人材の育成。

～急速に進む国際化に対応できる人材の育成～。

国際化に対応した教育環境の充実を図るため、外国語教育環境の充実及び教育機関の誘致等を行い、町内及び周辺地域から進学目標となるような教育環境の実現に取り組みます。広い視野を持ち、異なる文化圏の人々と協調して生きる資質や能力を身に付けた国際性豊かな人材の育成を目指します。こちらも下線を引いてあるところが変更点であり、先ほどと同じように第六次総合計画から文言を持ってきた内容になっております。

説明は以上になります。

【町 長】

ありがとうございました。

総合計画は、49年前に北谷村の時代に北谷村振興計画ができて、それからスタートしております。教育大綱については、第五次総合計画に即した内容で北谷町の教育大綱を策定しました。

今回また新たに第六次総合計画を策定したことにより、教育大綱を見直すこととしております。

この件に関してご質問等があれば、よろしくお願いいたします。

【教育長】

先ほど説明の中にもありましたけれども、「豊かな「生きる力」」という表現について、提案者である私のほうで、その理由等について少し説明をします。

第六次総合計画で、たくましく生きる力、これが一つの括弧書きに入っていました。たくましく生きていく、確かに人間、将来生き抜くためにたくましく生きていってほしいんですけども、教育的に生きる力と言った場合に、生きるだけのことでなくて、どういうふうに生きていくかという部分、そういう生き抜いていく力という意味合いがあるということで、これからの社会情勢の中で、体験をしていないようなことに子供たちがあつていく、知らない、今までにない職業に就かないといけない。そのときに誰も体験していないような課題とかにぶつかっても、それを柔軟な考えで乗り越えていかないといけない。そのためには1つの、たくましく一つだけのものを持っているだけではなくて、いろんな考え方を持って対処しながら生きていかなければいけないというようなことを踏まえて、「豊かな」がいいんじゃないかということで提案させていただきました。

第六次総合計画にある「たくましく生きる」というのは、町民に向けて。教育大綱は先生方も見ていきますので、「豊かな」のほうが良いかなということで提案させていただきました。

以上です。

【町 長】

質問等あれば、よろしくお願いします。

【委 員】

2 番目の生きがいのある豊かな社会の推進のところに、生きがいのある「平和で」豊かなというのを入れることは可能ですか。世界的な情勢を見ると、「平和」という文言を入れたほうがいいのかというふうに思いましたので。

【委 員】

ただいまの件に関しまして。

実は私も、この「平和」もしくは「民主主義」という文言を追記してほしいと思っております。個人的には4 番目のグローバルな人材の育成等々にも入ってくるのかなと思いました。

【事務局】

第六次総合計画では、基本目標1「笑顔でふれあい多文化を認め合う平和を愛するまち」というところで、平和について記述させていただいています。教育大綱については、基本目標5を基本として策定しておりますが、おっしゃるとおり、生きがいがある社会というのが平和でないと達成できないと思いますので、2 番、もしくは、グローバルな人材というのは、やはり平和があってこそ国際交流だと思いますので5 番、どちらでも加えることは可能かなと思います。

【町 長】

「平和」を前段の3 行に加えるのはどうでしょうか。

北谷町のまちづくりには平和であることが原点にあり、教育も含めた全てに係ってくるので、全体に係るところに加えたほうが良いのではないかと考えております。

【事務局】

この基本方針の前段の3 行の中に、町長が掲げていらっしゃる「平和であることが全てのまちづくりの原点」というのを踏まえて、平和に関しての記述を少し組み込めるような内容を町長部局のほうで検討して、またお示ししたいと思います。

【委 員】

よろしくお願いします

【町 長】

ほかにあればよろしくお願いします。

【委 員】

3 番目の文化の保存・継承・創造のところになります。

今回追加の町文化協会というところを一つの協会を表示していますが、ここで何か意図することはあるのでしょうか。前は住民が主体となって取り組む等の表現であり、今回協会

を特定した形になっているのは、何か意図があるのかなと思いました。

【事務局】

こちら町文化協会を中心にするというのは、第六次総合計画を策定するに当たって開催した「まちづくり町民会議」の中に文化協会の方も参加しておりまして、今後、町民だけでは継承、発展というのが厳しいので、文化協会への支援を充実してほしいというコメントがありましたので、こういう記述にさせていただきます。

【委 員】

分かりました。

では、これまでは主になって動くようなところがない中で、文化の継承等を強くやろうとした場合、こういった中心になる方がいたほうがいいという、そういう理解ですね。

【事務局】

より明確にし、しっかりと打ち出すということです。

【町 長】

ほかにあればよろしくお願いします。

【委 員】

4番の「教育機関の誘致」について、具体的にどういったものをイメージしていますか。

【事務局】

第五次総合計画で「外国大学」と記述していた部分を「教育機関」という表現に変え、より幅広く捉え、また外国大学も排除したわけではないというイメージです。

【町 長】

ほかにあればよろしくお願いします。

【町 長】

では、議題2 北谷町教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定については、質問等も出尽くしたようでございます。この件についてはよろしいですね。

～異議なし～

【町 長】

では議題2については、前文のほう「平和」という文言を事務局に入れていただきたいと思います。まさに今から必要な言葉になってくると思いますので、その辺りぜひよろしくお

願いいたします。

それでは、続きまして議題３小学校における教職員の対応についてです。

再確認ですが、議題３におきましては、先ほど冒頭で説明いたしたように非公開としたいと思しますのでよろしく願いいたします。

【町 長】

それでは、おおむねご意見もよろしいでしょうか。

以上で、第10回北谷町総合教育会議を終了といたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。